

## 自然公園内行為規制に係る自然環境等調査の手順について

(調査を必要とする行為)

第1 次の(1)及び(2)の行為を行う事業者は、当該行為が自然環境に及ぼす影響等について申請、届出等の手続前に総合的な調査を実施するものとする。

(1) 法第20条第1項又は条例第20条第1項に規定する特別地域内の行為

ア 申請に係る行為の場所の面積が1ヘクタール以上の道路の新築以外の行為(農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)

イ 延長が2キロメートル以上若しくは幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(法による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するために設けられる道路の新築を除く。)

ウ その他当該特別地域に与える影響が著しいと予想される行為(風力発電施設の新築等)

(2) 法第33条第1項又は条例第30条第1項に規定する普通地域の行為

ア 10ヘクタール以上の面的広がりをもつ道路の新築以外の開発行為(農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)

イ その他当該自然公園地域に与える影響が著しいと予想される行為(風力発電施設の新築等)

(調査の従事者)

第2 調査に従事する者は、次に掲げるいずれかに該当する者でなければならないものとする。

(1) 理科系統分野(物理及び化学分野を除く。以下同じ。)において博士の学位を授与された者又はこれと同等の学識を有すると認められる者

(2) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統分野の教授、准教授又は講師の職にある者若しくはこれと同等の学識を有すると認められる者

(調査の範囲・時期・方法)

第3

1 調査は、対象事業を実施する区域及びその周辺地域において、原則として四季を通して現地調査により行われなければならないものとする。ただし、必要に応じ既存資料を活用することができるものとする。

2 四季の区分は、概ね次のとおりとする。

春(3月～5月)、夏(6月～8月)、秋(9月～11月)、冬(12月～2月)

(調査の内容)

第4 事前に総合調査をする事項は、次に掲げるものとする。なお、それら以外の事項についても、当該行為の規模及び性質から見て必要と判断されるものにあつては調査するものとする。

(1) 行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

(2) 行為により得られる自然的、社会経済的な効用

(3) 行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

(4) 行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

(調査報告書)

第5 調査報告書には、第4の調査結果のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 調査の従事者の職名及び氏名
- (2) 調査方法
- (3) 調査期間
- (4) 第3の1ただし書きの規定により活用した資料名、その編集年月日及び編集者名
- (5) 調査地の自然環境の状況を示す写真